

天栄村結婚新生活支援事業補助金



住居・引越・リフォーム費用を
最大**60**万円補助

天栄村では、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用の一部を補助します。

対象期間に結婚され、村内に引越しをされた世帯は、補助の対象となる場合があります。

この事業の他にも、住宅の取得に対しての助成もありますので、お気軽にお問い合わせください。

補助対象世帯

- ・令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ・婚姻届出存在において、夫婦ともに年齢が39歳以下であること
- ・夫婦の合算所得額が500万円未満であること
(貸与型奨学金の返済を行っている場合は所得要件が緩和されます)
- ・対象となる住居が本村にあること
- ・申請時に夫婦の双方又は一方の住民票が対象となる住居にあること
- ・村税等を滞納していないこと

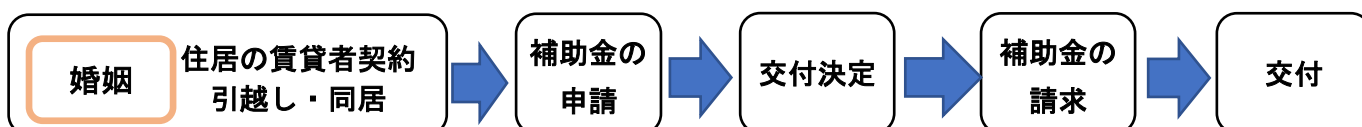
補助内容

令和6年4月1日～令和7年3月31日に補助対象世帯が支払った次の費用の全額

(ただし上限は次のとおり … 29歳以下：60万円 / 30～39歳以下：30万円)

- ・住居費用・・・結婚を機に賃借した住居の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
 - ・引越費用・・・結婚を機に同居するために引越しをした場合に、引越・運送業者に支払った費用
 - ・リフォーム費用・・・結婚を機に同居するためにリフォームをした場合に、要した工事費用
- ※リフォーム費用は住宅機能の維持または向上を図るための修繕、増築、改築、設備更新等に限りです。

結婚新生活支援事業補助金 補助までの流れ



申請受付期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

【問合せ先】天栄村役場企画政策課 電話0248-82-2333